

Title 「契約不履行」に関するコメント②
Sub Title

講義

2016 年度大陸法財団寄付講座

「大陸法特別講義」 フランス債務法の改正

「契約不履行」に関するコメント②

ブノワ・モア
香川 崇／訳

・概論

契約不履行に関するフランス法が現代に回帰してくれたことを、カバリュス氏と共に喜びたいと思う。フランス民法典第 1217 条は、おそらく、現代的でアクセスしやすい契約法を提案しようとする立法者の意図を最も明確に示す証拠の一つである。少なくとも、形式上はこの規定がケベック民法第 1590 条と広範囲に比較可能であり、そして、実りある比較が予想されることから、ケベックの研究者もまた嬉しく思う……。

・不可抗力

不可抗力に関して、フランス民法典第 1218 条の表現は、次のようなケベック民法典第 1470 条における不可抗力の定義と異なっている。

ケベック民法典第 1470 条

- ①何人も、損害が不可抗力によって発生したことを立証したときは、他人に生じた損害に関する民事責任から免れる。ただし、その者が賠償することを約したときはこの限りでない。

- ②不可抗力は、予見不可能かつ抵抗不可能な出来事である。また、これらと同じ性質を示す外部的原因（cause étrangère）も同様とする。

まず、ケベック民法典第 1470 条が契約法の領域だけに関わるものではなく、予見不可能性を評価する時期について指示していないという点を述べておきたい。これに対する解決は、フランス法と同じく、契約成立時を予見不可能の基準時とする。最も重要な差異は、外部性の要件である。この要件は、ケベック法に欠けている。この欠陥は、学説上の主張を受け入れたものである。ある学説はこれにつき遺憾の意を表するが、ある学説はこれを賞賛する。後者は、外部性の基準が不明瞭であり、しばしば恣意的なものになるという。彼らが考慮していたものとは、《債務者による制御》という理念である。この意味において、外部性なるものは、予見不可能性と抵抗不可能性の単なる一要素に過ぎない。フランス民法典第 1218 条の文言の真の意味は、そこにあるように思われる。この観点からすれば、カバリュス氏の報告に反対することになるが、債務者による制御という観念が、単に、より適切な別の表現の下で外部性の基準を考慮するものではなく、むしろ、全く新しい基準を構成しているとは思えない。

・不履行のサンクション

不履行のサンクションについて語るためには、5 分以上の時間が必要であろう。

フランス民法典第 1219 条の同時履行の抗弁（exception d'inexécution）であるが、この仕組みは、ケベック民法典第 1591 条においても定められており、ケベック法でも知られているところである。しかしながら、ケベック法は、他方当事者の債務が履行期でなければ、この方法を利用できない。それゆえ、フランス民法典第 1220 条のように、相手方の債務の期限の到来に先立って、債権者自身の債務の履行を停止することは許されない。この新たな規定は興味深い

ものであるが、その規定の枠組みには幾つかの疑問が残されている。それゆえ、この予防的防御方法の枠組みを明らかにすることが有用であると思われる。特に、抗弁を主張する者のための動機となる債務（obligation de motivation pour l'opposant）、債務者による正当化の期間及び十分な期間内に通知が欠ける場合のサンクションを明らかにすべきであろう。

現実履行につき、フランス民法典第 1221 条と第 1222 条は、ケベック法（ケベック民法典第 1601 条以下）のように、二つの限界を示しつつも、現実履行を原則としている。第一に、現実履行の可能性が考慮される。この留保は、ケベック法においても見いだされる。ケベック民法典第 1601 条は、《それが可能な場合に》強制執行が許されるとしている。この領域において、ケベックの裁判所は、従前よりも柔軟な姿勢を示す。すなわち、雇主の身分が予約を現実履行できる場合において、雇用の予約に関する現実履行の訴えを認容した（これは、雇主が大都市の警察の事案であった）¹⁾。事態がケベック法と同じように進むとすれば、現実履行の原則的地位の明示的承認は、フランス民法典第 1221 条における不能概念に関する議論を再燃させるかもしれない。

ケベック法は、場合によっては、現実履行の限界が最終的に信義則や権利濫用によって画されることが不可能ではないとしても、《明らかな不均衡》に基づく限界を知らない。ある者は、フランス民法典第 1221 条の示す限界に、《合理的な、過度な、明らかな……》というスタンダードの表明を見いだす。このスタンダードの乱立は、幾人かの注釈者によって批判されている。このことは、1991 年のケベック法において、同様に、幾人かの注釈者がこの形式を《後退した (abdicatif)》形式であると批判していたことを想起させる²⁾。後退した形式とは、すなわち、明瞭さや安定性を欠くものであり、コモンローのようなア

1) *Aubrais c. Ville de Laval*, [1996] R.J.Q. 2239 (C.S.).

2) Adrian POPOVICI, «Le droit civil avant tout un style…», dans Nicholas KASIRER, *Le droit civil, avant tout un style ?*, Montréal, Thémis, 2003, p. 207, 215.

プローチがなされるものである。この現象は、大陸法体系としての法の形式が変質したというよりも、むしろ、法を取り巻く現実が複雑さを増してきていることの徴表であるといえよう。

最後に、サンクションにおける非司法化（déjudiciarisation）も、当然、今回の改正の重要な特徴の一つである。フランス民法典第 1224 条における通知による解除は、判例法理を追認するものであり、ケベック民法典第 1605 条も同様の規定を定める。今回の改正で革新的なものといえば、フランス民法典第 1223 条で定められた代金減額であろう。この点につき、ケベック法と同じく³⁾、その規定の表現は完全とはいいがたい。条文の穏当な表現は、主として、次の三つの感想を想起させるであろう。第一は、サンクションの一般的な性質に関するものである。それは、ケベック法において、義務違反が余り重要でない場合にのみ減額請求が認められるのかどうかということについて議論があるからである。第二は、代金減額に関するフランス民法典第 1223 条の限界についてである。代金減額は非金銭債務の場合、排除されるのであろうか？ 排除されるとすれば、あらゆる種類の債務において代金減額が問題になりうるケベック法とは大きく異なることになるだろう。最後の三つ目は、サンクションの一方当事者主義（unilatéralisme）に関するものである。これはケベック法では認識されていないことである。条文の表現は疑わしさを残している。フランス民法典第 1217 条は、フランス民法典第 1223 条と同じく、債務の代金減額を《求め

-
- 3) ケベック民法典第 1604 条 ①現実履行が可能な場合であっても、債権者が債務者の契約上の債務の現実履行を請求する権利を利用できないときは、債権者は契約の解除権、又は継続的給付契約の場合には契約の解約権を有する。
- ②しかし、反対の規定にもかかわらず、債務者の違反（défaut）が余り重要でないときは、債権者の解除権又は解約権は存在しない。ただし、継続的給付契約において、この違反が反復的なときはこの限りでない。もっとも、債権者は、それと対応する債務（obligation corrélative）を比例的に減額する権利を有する。
- ③対応する債務の比例的減額は、全ての状況を考慮して評価される。減額をなしえない場合には、債権者は損害賠償を請求する権利のみを有する。

る (solliciter)》ことと述べている。この表現は、代金減額に関する権限が当事者の一方にだけ帰属するものではないと解する余地を残す。誰が請求されるのか？ 契約の相手方なのか？ この場合、当初の契約に関する合意による変更のみが問題になる。そうだとすると、変更が拒絶されることもあるのではないか？ 実際、我々はここに非司法化の限界を見る。すなわち、債権者が自らの債務を履行していた場合、非司法化は両当事者が望んだ範囲でしか機能しない。それゆえ、その場合には、一方当事者主義がもはや妥当しない。しかし、一方当事者主義は、債権者がその債務を履行していない場合に関するフランス民法典第 1223 条第 2 項において再び現れる。もっとも、その条文はケベック民法典第 1217 条と異なるものである。裁判所が将来この条文に関して与えるであろう解釈に関心がある。